令和５年４月
十和田市総務部管財課

建設工事請負契約に係る前払金の使途拡大の継続について

市発注工事における前払金（請負代金額500万円以上の契約を対象）について、平成29年度から使途拡大の特例を実施しておりますが、令和５年度についても、下記のとおり特例を継続します。

１．前払金の使途拡大の内容

建設工事の前払金の使途について、これまでの範囲に加え、払い出された前払金額の100分の25以内の額を当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち、当該工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができます。

２．適用対象等

平成29年４月１日から令和６年３月31日までの間に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金（中間前払金を含まない。）で、令和６年３月31日までに払い出された前払金に適用します。

ただし、平成29年４月１日から令和５年3月31日までに請負契約を締結した工事のうち、令和５年度に前払金の払出しを行う工事については、発注者と受注者間で協議の上、変更契約を行った場合に本特例を適用することが可能となります。変更契約を希望される場合は、契約担当課に御相談ください。

なお、令和５年度の発注工事につきましては、市ホームページに掲載している本特例に対応した最新の「工事請負契約標準約款」をダウンロードの上、契約書を作成してください。

問い合わせ先
十和田市総務部管財課
TEL 0176-51-6714（直通）